

平成 28 年度（2016 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 6 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 28 年度（2016 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 以下の事実の概要を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

成人の日本国民である X は、後見開始の審判（民法 7 条）を受けて成年被後見人となったところ、公職選挙法（平成 25 年法律第 21 号による改正前）11 条 1 項 1 号が成年被後見人は選挙権を有しないと規定していたことから、選挙権を付与しないこととされたため、上記の公職選挙法 11 条 1 項 1 号の規定は、憲法の規定に違反し無効であるとして、行政事件訴訟法 4 条の当事者訴訟として、X が次回の衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることができる地位にあることの確認を求めた。本件訴訟において X は、以下のように主張した。

（ア）選挙権は、国民主権の原理のもと、議会制民主主義の根幹を成す権利であり、いったん制約されると民主政の過程を通じた是正に期待することができないものであるし、選挙を通じた自己実現を図るという意味での人格的権利としても極めて重要である。このように、選挙権は、極めて重要な権利であるとともに、いったん制約されると権利の回復が困難な性質を持つものであるから、選挙権を制限する立法については、厳格な審査基準を用いなければならない、最高裁判所平成 17 年 9 月 14 日大法廷判決・民集 59 卷 7 号 2087 頁（以下「平成 17 年大法廷判決」という。）の判示するとおり、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることが「やむを得ない」と認められる事由がなければならないというべきである。

（イ）憲法 15 条 3 項は、成年者による普通選挙を保障し、未成年であること以外の制限を設けておらず、成年者については選挙に関する能力を何ら要求していないこと、障害者の権利に関する条約も障害のある者の選挙権の存在を前提としていることからすれば、選挙の公正確保を理由に成年被後見人が選挙権を有しないことは、障害や能力を理由に選挙権を制限しない憲法等の考え方と相反するものであり、公職選挙法 11 条 1 項 1 号の目的自体が正当性を欠いている。また、成年被後見人が選挙権を有することにより、実際に選挙の公正が確保できないという弊害や不利益は考え難い。

（ウ）成年被後見人に対する選挙権の制限は、かねてより禁治産者について、選挙権行使

に関しても判断能力がない者であると安易に扱い、これに真剣に抗議する者も出現しなかったため、禁治産者の選挙権を剥奪した禁治産制度の当時の違憲状態が放置されたまま現行法に引き継がれたものである。成年後見制度は、財産管理及び身上監護に関する制度であり、申立てにより財産管理能力の有無を確定するものであって、後見開始の審判において、選挙権の行使に関する能力の審査をすることは予定されておらず、成年後見制度の下で要求される財産管理能力と選挙権行使のための能力とは質的に全く異なるものである。現に、Xは、成年後見制度の下では事理弁識能力を欠く常況にあるとされている成年被後見人であるが、先般、後見開始の審判がされて選挙権を剥奪されるまでは、自分で選挙公報を読むなどして投票すべき候補者ないし政党を決め、自ら投票所において投票用紙に記入して投票をしていたのであり、成年被後見人だからといって投票が適切にできないということはない。

(エ) 後見開始の審判は申立てによって行われるものであるから(民法7条)、事理弁識能力を欠く常況にある者であっても後見開始の審判を受けていなければ選挙権を付与されてその行使ができるのであるし、実際に後見開始の審判がされた者は、申立てを行えば後見開始がされるであろう者のごく一部にすぎないのであるから、後見開始の審判を受けたことで選挙権を奪われることは憲法14条、44条ただし書の平等原則に反する。

(オ) 成年被後見人の選挙権を一律に剥奪することは、成年後見制度の導入に当たり明確化あるいは追加された理念、すなわち、障害者と健常者の共生社会の実現をめざし、障害者の権利擁護、自己決定の尊重、残存能力の活用を提唱するノーマライゼーションの観点と相容れない。

(カ) このように、成年被後見人に対する選挙権を一律に剥奪するという手段は、選挙の公正の確保という目的との適合性を著しく欠いている上、そのために必要最小限の制約ともいえず、平等原則やノーマライゼーションの観点にも反するから、公職選挙法11条1項1号は、違憲無効である。

【問い】

本件の訴えが裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当することを前提として、Xの主張の当否を考察しながら、成年被後見人は選挙権を有しないと定めた公職選挙法11条1項1号の規定は憲法に違反し無効であるか否かについて論じなさい。

〔参照条文〕

○公職選挙法(平成25年法律第21号による改正前)

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 成年被後見人

(以下略)

問題2 つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

Y県知事は、二級河川A川の河川管理者である。Y県の職員は、A川において、プレジャーボートが、河川法24条の許可を得ることなく、アンカーを打ち、栈橋にチェーンで結びつけて固定する方法によって係留されているのを発見した。Y県側としては、上記プレジャーボート係留行為は河川区域内の土地の占用に当たると考えており、同プレジャーボート等を撤去するための方法を検討している。

【問い】

Y県知事は、本件プレジャーボート等を強制的に撤去するために、どのような手段を、どのような法的手続を経て、とることができるか、論じなさい。

〔資料〕

○河川法（昭和39年7月10日法律第167号）

（目的）

第1条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川及び河川管理施設）

第3条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿つて設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。（以下略）

（二級河川）

第5条 この法律において「二級河川」とは、前条第1項の政令で指定された水系〔一級河川——出題者注〕以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2～7 （略）

（河川区域）

第6条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、

- 洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地(……)の区域のうち、第1号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2～6 (略)

(河川管理者)

第7条 この法律において「河川管理者」とは、第9条第1項又は第10条第1項若しくは第2項の規定により河川を管理する者をいう。

(二級河川の管理)

第10条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2～3 (略)

(土地の占用の許可)

第24条 河川区域内の土地(……)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(河川管理者の監督処分)

第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者

二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者

三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者

2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

一 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を

営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

二 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。

三 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。

四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4～10 (略)